

○岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例

令和 6 年 3 月 28 日 条例第 1 号

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第 1 項の規定に基づく市の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を策定するための検討を行う岩倉市自転車活用推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自転車活用推進計画に盛り込むべき項目及び内容の検討に関すること。
- (2) 自転車活用推進計画の素案の策定に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 愛知県一宮建設事務所長又はその指名する者
- (4) 愛知県江南警察署長又はその指名する者
- (5) 各種団体の代表者
- (6) 教育関係機関の代表者
- (7) 市民の代表者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 3 条の事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。